

開 会

【石井総務課長】 まだ武内委員と鷺谷委員がおいででございませぬが、遅れられるという連絡もございませぬので、おっつけお見えになると思ひますので、ただいまから国土審議会土地政策分科会第2回国土利用計画部会を開催させていただきます。

私、総務課長の石井でございます。本日は、お忙しい中を委員の先生方、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

会議の冒頭に、この会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。国土審議会運営規則第5条の規定により、「国土審議会の会議は原則として公開する」ということとされております。これは、同運営規則の第8条の規定により当部会にも準用されております。したがひまして、当部会でも本審議会の方針に従ひ、会議・議事録ともに原則公開することとし、本日の会議も一般の方々に傍聴いただひております。この点につきまして、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

事務的なことでございますが、お手元にありますマイクロホンですが、大きな印のボタンを押していただきますと、そこに赤いランプがつひて話せるようになっております。お話が終わられましたら、もう1回押していただきますとマイクが切れますので、そのようひお願いをします。一度に4人までしか話ができなひということですので、ひとつよろしくお願いをしたいと思ひます。

なお、当部会の榛村純一委員でございますが、選挙の結果を受けて6月30日付で退任をされておりますので、念のためご報告を申し上げたいと思ひます。

次に、8月12日付で私どもの国土計画局長が代わりましたことから、新国土計画局長の小神より皆様にご挨拶を申し上げさせていただきます。

【小神国土計画局長】 ただいまご紹介いただきました小神でございます。

委員の先生方には、これまでも国土利用計画部会におきまして各搬のご指導をちょうだいをいたしてあります。厚く御礼申し上げます。

委員の皆様方はすでにご案内でございますけれども、先の通常国会で全総法が改正されまして、新しく「国土形成計画法」という法律ができました。これを受けまして、国土利用計画につきましても法改正がござひまして、新しい国土形成計画と一体的に国土利用計画（全国計画）をつくるという法律に変わりました。そういった関係もござひますので、現在、国土利用計画部会は国土審議会の中の土地政策分科会という下に置かれてひるわけ

でございますけれども、今申し上げましたように、国土形成計画と一体的につくるということになりますと、国土形成計画のほうは従前より国土審議会の計画部会ということで従来から全総計画をつくってまいりました。新しい法律のもとでも、国土審議会でいろいろご審議をいただいた上で計画をつくるということになっているわけでございますけれども、今回、国土審議会の中に計画部会を発足することといたしております。今、手続を進めているところでございまして、来月には計画部会を発足していただければというふうに考えているところでございます。

そういう意味では、この国土利用計画部会は本日をもって終わりということになるわけでございますけれども、実質的には、これから今申し上げましたように国土利用計画、新しい全国計画の国土形成計画と一体的につくらなければならないということでございますので、委員の先生方には、引き続き計画部会の下に国土利用計画の専門委員会をつくりたいというふうに考えておりますので、名前は変わりますけれども、実質的には引き続きぜひご協力をいただければというふうに考えております。

この国土利用計画部会は、3月に第1回ということで開いて以来、しばらく部会としては開いておりませんので久しぶりの部会ではございますけれども、部会長も含めて、この間の研究会でいろいろご検討いただいた内容を今日はご報告もしたいと思いますし、忌憚のないご意見をちょうだいできればと思っております。いずれにいたしましても、大きな国土利用計画（全国計画）の新しいものをつくるという目標がございますので、その目標に向かいまして、委員の先生方には引き続きご指導、ご協力をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【石井総務課長】 それでは、以降の議事を部会長、よろしくお願いいたします。

【小林部会長】 それでは、議事に入らせていただきます。

ただいま局長さんからお話ございましたように、国土利用計画部会は1回を3月に開いて、2回を本日開いて、これで終わりということですが、しかし、実質的には継続して国土利用計画についていろいろご審議いただく、そういう機能を持ち続けるということでございますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事は、議事次第にございますように3つの議事に分かれてございます。最初に（1）と（2）についてご報告いただいて議論し、最後に（3）の議論をさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から資料の確認をした上で（１）「国土形成計画法について」の報告、（２）「現行国土利用計画（全国計画）の点検と国土利用のあり方に関する今後の課題について」、続けてご報告していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【深澤計画官】 担当計画官の深澤でございます。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。一番頭から議事次第、それから先生方の名簿、それから資料１－１から資料３－３まで配布資料一覧がございます。資料１－１、１－２、１－３、１－４は法律の関係の資料でございます、ご確認ください。それから、資料２「現行国土利用計画の点検と国土利用のあり方に関する今後の課題」。それから、資料３－１「『持続可能な美しい国土』の形成に向けて」、これは横書き縦長のA3の一枚紙でございます。それから、資料３－２が「今後の国土利用の在り方に関する検討状況」、これは白い小冊子でございます。それから、資料３－３「都道府県に対する意向調査」。そのほか参考資料１から参考資料２、参考資料３、参考資料４、参考資料５、５つの参考資料がございます。もし不足がありましたら、どうぞおっしゃってください。よろしいでしょうか。

それでは、まず担当参事官から資料１の関係につきましてご説明申し上げます。

【栗田大臣官房参事官】 参事官の栗田でございます。よろしくお願いいたします。

最初の国土形成計画法につきまして、私のほうからご報告をさせていただきます。座ってご報告させていただきます。資料は１－１から１－４までございます。

順番が前後して恐縮でございますが、資料１－３をまずご覧いただくと大変ありがたいと思います。すでにこの法律自体、閣議決定前後に一度ご覧をいただいておりますので、この法律の内容自体につきましてのご説明は、おさらいということでごくごく簡単にさせていただきますと思います。

一番上に法律のタイトルが出ております。「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する法律」という格好で国会に出させていただきました。この改正法によりまして、従前の「国土総合開発法」という法律の名称自体を「国土形成計画法」に改めさせていただきます。したがって、法律が施行されましたら、法律の名称自体が「国土形成計画法」というようになるわけでありませう。

それから、内容としては大きく２点ございます。１つは、計画の仕組みのポイントであります。このカラーの紙の上半分でありますけれども、「国と地方の協働によるビジョン

づくり」というように掲げております。従前、一番左の青いところ「全国総合開発計画」ということで、全国計画のみ、国主導の作成、地方の意見を聴く仕組みなしというようにしておりますが、新しい国土形成計画の仕組みの下では全国計画と広域地方計画の2層の立組みにしております。全国計画では、国による明確な国土、あるいは国の責務を明確に踏まえて、国民生活の姿を提示するということであります。それから、広域地方計画のほうでは、ブロック単位の地方ごとに、国と都道府県が役割分担をして計画を策定していくということであります。この広域地方計画は、そのすぐ下の白い枠囲いのところですが、国の出先機関、関係都府県、地元経済界等が対等の立場で協議する場として広域地方計画協議会というものを法律上の組織として設けております。この場で相当実質的なご議論を積み重ねていただくという立組みになっております。また、そのすぐ下の青字のところは計画への多様な主体の参画というふうに述べておまして、いずれの計画に対しても地方公共団体からの提案制度というものを新たな仕組みとして設けておまして、国民の意見を反映させる仕組み、いわゆるP Iといったようなことにつきましても、新たな仕組みとして導入をしておるところでございます。この部分が仕組みに関わる部分ということでございます。

もう1つが、計画全体を貫きます、あるいは計画制度全体を貫きます思想と申しますか、理念と申しますか、そういったものに関わります改革ということでございます。下半分は「開発中心からの転換」と書いてあります。青字のところは従前の考え方。ともすれば量的拡大・開発基調というようなご理解が一般的だったかと思っておりますけれども、今後は成熟社会型の計画を目指すということで、環境、景観を含めました国土の質的な向上ですとか、有限な資源の利用・保全ですとか、ストック・海洋利用といったようなことにつきましても、計画事項等の拡充・改変を行っております。特に海洋関係、環境関係といったところにつきましても、計画事項の拡充を明示的に行ったところでございます。また、この紙にはあらわれておりませんが、計画の理念というものも従前の法律の中には書いておりませんでしたものを今日的課題として掲げておるといったようなところにも工夫を施しております。

それから、当部会での一番のメインのご審議いただくポイントの国土利用計画との関係でございますが、この紙の一番下に国土利用計画との一体作成といったようなことを書いてございます。このポイントにつきましても、明示的に条文にあらわしております。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。資料1-4が法律の概要を2ページにわたり

ましてご説明申し上げております。ほとんどのところは先ほどの紙でご説明を終えたということにさせていただきますが、国土利用計画との一体性のところでありましたが、1 ページ目の一番下でございます。全国計画の作成手続のところ、先ほど申し上げましたように、いろいろ提案制度とか、P Iなどを設けておるのですが、1 項立てまして国土利用計画（全国計画）と一体のものとして作成するというを法律上、明示いたしております。

それから、2 ページ目をご覧くださいますと、この改正法では、旧全総法を改正するというのと、関連法も幾つか改正しております。下から5 cmぐらいのところ、枠囲いで国土利用計画法の改正もさせていただきました。ここに書いておりますのは、目的規定の国土法のほうの第1条でございますが、国土利用計画法は、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とするとなっております。この「国土形成計画法による措置と相まって」というところを条文に追加いたしまして、両者の関係というものを法律上明らかにさせていただいたところでございます。

順番が資料を行ったり来たりで申しわけありません。資料1-1にお戻りいただきまして、国会審議の経過につきましてご報告を申し上げたいと思います。この法案は3月1日に国会提出をさせていただきました。実質審議は、5月17日から衆議院にかかっておりまして、5月18日から6月10日まで衆議院の委員会では前後4回のご審議をいただきまして、与党賛成多数によりご可決をいただきました。その後、7月になって舞台が参議院に移りまして、参議院につきましても委員会審議を前後4回行っていただきまして、これも与党賛成多数により可決をいただきまして、最終的には7月22日の参議院本会議で可決成立をいただいたということでございます。いろいろなご議論がございまして、後ほどまたそのポイントだけご報告をいたしますが、最終的には法案の修正はなし、また、行政府に対する国会からのご注文としていただく附帯決議についてもなしということが結論でございます。その後、7月29日にこの法律は公布されております。法律上、公布から6カ月以内に政令で定める日で施行というふうにされておりますので、来年の1月下旬までに施行するということが法律上の要請でございます。今、鋭意準備を進めておるところでございます。

1 ページおめぐりいただきまして、資料1-2ですけれども、国会審議における論点というものを簡単にご紹介させていただいております。大きく3点。内容に触れる部分ですが、従前の国土総合開発計画によりますこれまで全総の評価・総括みたいなもの。あるいは

は、国土の均衡ある発展というテーゼについての今日的考え方といったようなことの確認が1つ大きな柱としてあったかと思えます。

2つ目は、ご提案しておりました法制度につきまして、例えば総論的には、この法律自体では国土交通大臣が全国計画の案をつくって閣議の決定を求めるというふうにしておりますが、より政府全体の計画という立組みという意味では内閣総理大臣とすべきではないかとか、同じような観点で計画の総合性はどうか担保されるのかというようなことですか、新たに書き起こした基本理念というものが妥当性があるのかといったようなことが総論的なご議論でございました。

それから、もう1つ大きなご議論といたしまして、全国計画につきましては、国のあり方を大きく左右するものですから、閣議決定という手続だけではなくて、国会の関与、例えば国会審議、国会承認といったようなことが必要なのではないかというご議論もちょうだいいたしました。それから、広域地方計画につきましては、これは法律上、広域地方計画をどういうブロック単位でつくっていくのかということ自体が政令に委任されております。それで、そのブロックをどうつくっていくのか。あるいは、決定手続をどうしていくのかといったようなこと。あるいは、広域地方計画の策定主体として国土交通大臣というように整理をいたしておりますが、地方がより主体性を持つというような見方はないかといった観点からのご議論をちょうだいいたしました。

それから、もう1つ類型化いたしますと、計画体系変更の必要性についての認識ということですが、主に計画の内容といったようなことだと思います。人口減少に対する認識、あるいは東京一極集中、地域間格差、持続可能な社会、アジアとの関係といったようなことにつきましてのご審議、ご質問をちょうだいしたところでございます。いずれのポイントにつきましても、その時点での政府の考え方をご説明し、ご理解申し上げ、最終的には修正なしで国会でのご審議を閉じていただいたというところでございます。

以上、大変簡単で恐縮ですけれども、経緯のご報告ということにさせていただきたいと思えます。

【小林部会長】 ありがとうございます。

それでは、第2の議題であります「現行国土利用計画（全国計画）の点検と国土利用のあり方に関する今後の課題について」に移らせていただきます。事務局からご説明をお願いいたします。

【深澤計画官】 それでは、引き続き私から資料2のご説明をいたします。恐縮ですが、資料2と参考資料2がございます。両方参照していただきながら見ていただければと思います。参考資料のほうは、ご覧のようないろいろな資料集でございます、これからご説明します資料の対応ページがございますので、それを適宜ご覧くださりながら見てくだされば幸いです。

さて、資料2は「現行国土利用計画の点検と国土利用のあり方に関する今後の課題」ということで、これは3月10日に国土利用のあり方に関する今後の課題をご審議いただきまして、本日も引き続きご審議を深めていただきますけれども、このご審議を補完するため、現行の国土利用計画の簡単な点検をこのたび行いましたので、これも併せてご報告いたします。

1ページめくっていただきまして2ページですけれども、「現行国土利用計画の点検」でございます。資料2のほうを中心にご覧ください。これまでの国土利用計画は3回すでに策定してまいりました。昭和49年に法律ができて、昭和51年5月に第1次計画が策定されました。1、2、3と並べて書いてございますけれども、基本的には法律のこの制度ができたのが、旺盛な土地需要ですとか、あるいは狂乱地価とか、そういうふうな時代を背景としたものでありましたので、土地需要の量的拡大、これがもともとの基本でございました。回を重ねるごとに土地利用の質的向上重視の傾向がより顕著になっていったということでございます。計画の課題ですとか、地目別面積目標の考え方ですとか、あるいは土地の有効利用、国土利用の質的向上、このようなことでそれぞれの回で何が書かれていたかというものを比較しておりまして、横にながめていただきますと、いろいろな傾向が見てとれるかと思えます。

1ページめくっていただきまして、3ページでございます。「現行国土利用計画の点検」。まず、国土利用をめぐる基本的な条件が、現行国土利用計画を平成8年につくりましたけれども、非常に大きく変わってきたということを確認していただきたいと思えます。人口は、増勢の鈍化から明確な減少が明らかになってきている。あるいは土地利用は、転換圧力の低下から低未利用地の顕在化へ。環境、地域づくりなどにつきましても、皆様の関心から具体的な行動・協働へ。さらには、アジア諸国の発展、特に中国の経済発展など、これが経済を通じて、わが国の国土利用にまで大きな影響を及ぼす可能性が出てきているという国際的な視野が不可欠になってきているということでございます。

関係のデータが参考資料2のほうに、1ページから2ページ、3ページ、4ページ、5ページ等々でございます。1つ1つご紹介できませんで大変恐縮でございますけれども、必要に応じて適宜ご覧くださればと思います。参考資料のほうで、1ページが人口の関係、2ページが土地需要の関係、3ページが地球環境問題、4ページが国民の意識の変化、5ページが景観の関係、それから6ページが市民の参加等々、アジアの関係が7ページ、このような感じで付けてございますのでご参照ください。

もう一遍、資料2のほうに戻っていただきまして、4ページでございます。国土利用の基本的方針のうち、さっきも申しました土地需要の量的な関係がどうであったかということでございます。そもそも現行の国土利用計画の中で、縦長の表の一番左側で、都市的土地利用、農林業的土地利用を含む自然的土地利用、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換、それぞれにつきましてご覧のような方向性が示されております。

これに対しまして、現在の現状を点検いたしますと、概ねピンクの箱で囲ってあるような傾向、即ち土地利用転換は大幅に減少している。大都市において土地利用の高度化、低未利用地の解消が進行している。中小都市、農山漁村等では、低未利用地の増大など、国土管理の低下が顕在化しているということでございます。

関連データにつきまして、恐縮ですが、8ページ以降14ページあたりまで付けてございましてご参照ください。

続きまして、1ページめくっていただきまして5ページでございます。国土利用の質的向上という観点で、安全・安心、あるいは良好な自然環境、あるいは美しさの観点で、ご覧のような方針が現行国土利用計画で示されております。これに対しまして、現状を比較いたしますと、大体このような現行計画で示されているような方向で着実に整備、いろいろな施策の進展がなされているけれども、課題もまた多いというふうな状況でございます。例えば、5ページの表の中の現状というところをご覧くださいますと、国土保全施設の整備が進んでいるけれども、被害ポテンシャルは増大しているとか、巨大地震により甚大な被害のおそれがある。あるいは、緑地の面積は一貫して減少しているとか、自然林、湿地、干潟が減少している。さらには、美しさの観点では、景観法の制定等々のいろいろな施策の充実がなされている。あるいは、景観に対する国民意識の顕著な高まりなどがなされているということでございます。参考資料のほうですけれども、15ページからいろいろ付けておりますので、恐縮ですがご参照ください。

6 ページをご覧いただきたいのですが、恐れ入りますが、これは参考資料「国土利用計画（全国計画）」の10ページを併せてお開きいただきたいと思います。「国土利用計画（全国計画）」の10ページには「国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」、これは参考資料3の10ページでございますけれども、国土利用計画の中でこのような一覧表が掲げてございます。これにつきまして点検結果をご紹介します。

国土利用計画（全国計画）で示す望ましい国土利用の理念、考え方、この1つの具体像がこのような「国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」の一覧表だというふうに考えております。このような国土利用の理念に沿って、現実にはどの程度その方向に動いているかということ測定する温度計、物差しの1つのようなものだというふうに認識しておるところでございます。6ページの表の中で特に顕著な傾向でございますけれども、農用地、森林、その他という左の縦の見出しがありますけれども、その一番右側の欄に赤で囲ってありますが、乖離状況というものがございます。平成4年を基準といたしまして、平成17年を目標とした計画でございますが、例えば農用地でありますと、平成4年の基準年には525万ha、これが平成17年には499万haに減るというふうな目標でありました。これに対しまして、平成15年時点で現況と比較いたしますと、さらに17万ha落ち込んでいるということでございます。森林につきましては、2,520万haが2,522万haに微増するというふうな見通しでありましたけれども、現状を点検いたしますと13万haの減ということになっております。大体これの見合いがその他でありまして、平成4年には292万ha、17年には278万haというふうに見込んでおりましたけれども、これは一転、むしろ38万haの増となっているというふうなことでございます。これにつきましては、いろいろ資料があつて恐縮でございますが、参考資料2の22ページをお開きいただけますでしょうか。参考資料2の22ページから順番に地目ごとに第1次の目標、第2次の目標、第3次の目標。それに対して、現実がどういふふうに移してきたかというふうなグラフを付けております。

参考資料2の22ページの上側の表をご覧くださいますと、それぞれ右上に上がる直線がございます。これは基準年に対して、第1次の基準年から目標年次を見通した目標であります。このように、例えば農地でありますと全国でそれぞれ1次と2次は少し右上がりで見通しておりましたけれども、現状は一貫して落ち込んでいるということでございます。これは、三大都市圏よりもむしろ地方圏でその傾向が非常に顕著であったという

でございます。それから、森林につきましても、1次、2次、3次の目標と現況がご覧のような傾向でございました。特に1次では、森林を大きく減らすというふうな目標で、これはいわばいろいろな意味で開発用地として見込んでいたということだと思われまけれども、それに対しまして現実がご覧のような傾向で推移してきたということでございます。

23ページにまいりますと、原野、水面、あるいは下の宅地をご覧くださいますと、大体ほぼ目標どおりの動向であるというふうに見えていただけるかと思えます。

24ページにまいりますと、住宅地、工業用地。工業用地ですけれども、地方圏で増加を少し見込んでおりましたけれども、減少傾向が続いているということでございます。

それから、25ページをご覧くださいますと、25ページの下グラフですが、その他。これは、大きくは耕作放棄地ですとか、公共施設とか、北方領土等、そのような地目がここに含まれておりますけれども、その他というのが、減少するという目標に反しまして、2次の計画以降、漸減傾向であるというふうな傾向などが見てとれるかと思えます。特に3次につきましては、公用・公共用施設の公共用地の整備による増加がありますけれども、一方で低未利用地の有効利用の促進などによる全体量の減少を見込んでおりましたけれども、実際には2次以前と比較して、さらに増加量が大きく、目標値との乖離が増大しているということでございます。

恐れ入りますが、もう一遍、資料2に戻っていただきまして、資料2の7ページで、国土利用計画の意義ということでございます。併せて、参考資料の26ページ以降をご参照ください。国土利用計画の法体系上の位置づけを改めて確認しているところであります。それから、ピンクの箱の中の2番目ですけれども、国土利用計画（全国計画）がそもそも開発計画に対しまして国土資源の有限性や土地利用転換が不可逆であるということ踏まえて、長期的な観点から、望ましい国土利用の量的バランスを示すものであったという当初の意義・目的を確認しているところであります。

それから、参考資料の27ページ以降をご覧くださいませぬけれども、参考資料の27ページで、国土利用計画は国・県・市町村、3階建ての計画それぞれが相互に影響を及ぼし合うというふうな法体系でありましたけれども、現状といたしまして、市町村計画の策定率は約60%にとどまっているということ。しかしながら、28ページや29ページにお示しますように、少数の市町村では、市町村計画を地域づくりに当たって有効に

活用している事例も少数ながら存在しているというふうなことをご報告いたします。

最後に、資料2の8ページでございます。「国土利用のあり方に関する今後の課題」。3月10日に先生方にご提出いたしました私どもの論点整理のペーパー、これは黒字で書いてある部分でございまして、それに対しまして、先日ご審議いただきました点につきまして赤字で追加修正させていただいているということでございます。都市地域におきまして、例えば不良土地資産の処理が課題であるというご指摘ですとか、スプロールの進行についての問題点が指摘がなされました。それから、農山漁村地域の部分では、あまねく国土の中にバランスよく人がいることが重要であるというご指摘がありました。あるいは、環太平洋の木材受注や東アジアの食料供給状況が日本の国土利用に及ぼす影響が大事であるということ等々のご指摘がありました。それから、自然維持地域につきまして、例えば画一的に土地を利用するようになって、生態系にさまざまな歪み、問題が生じているというふうなご指摘がありました。

最後に、以上のような課題を踏まえた上で、今後の国土利用の目標のあり方につきましてもご指摘がありまして、国土利用の目標のあり方について、低未利用地の区別、あるいは国土利用の質的な向上の観点を盛り込む必要がある等々のご指摘がなされたところでございます。これにつきましてご確認くださいませようお願い申し上げます。

以上、資料2の関係で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【小林部会長】 ありがとうございます。それでは、議題（1）及び議題（2）について、事務局からご報告いただきましたので、この2つの議題について議論させていただきたいと思います。最初に、議題（1）について、今回の法改正についてのご説明がございましたが、これについて特に何かご質問、その他おありでしたらまずいただきたいと思います。いかがでしょうか。資料1-1から1-4までの資料に関連したご説明でございます。これについて、何かご質問なり、ご意見ございますでしょうか。

少なくとも、例えば資料1-3をご覧くださいますと、これまでの全国総合開発計画から国土形成計画へ移ることによって、下の「成熟社会型の計画」の中には国土利用に関わる項目がかなり入ってきてございますので、従来も国土利用については重要な位置づけがあったとは思いますが、それ以上に国土形成計画に移ることによって、国土利用の関係は意味を大きく持ってくるのではないかと思います。それとの関係で、先ほど局長さんからお話がございましたように、国土利用計画を検討する委員会についても位置づけが変わっ

て、一体的に国土形成計画等を議論をするということになったのではないかというふうに私は思っていますが、その辺も含めて、何かご質問、ご意見があればいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。こういう状況になったということで、ご説明を伺っておいたということでもよろしゅうございますでしょうか。

それでは、余り制約することなく、議題（２）に関連して、一体的にもしご意見、ご質問があればいただきたいと思います。前回の研究会から大分時間がたってございますが、資料２の一番最後に、前回こちらでご議論いただいた中身、エッセンスが盛り込まれておりました。今後議論をする１つの出発点としてこのような整理がされているということでございますので、加えて、このような発言もしたのではないかというご意見がもしあれば、それも含めてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【三好委員】 今ずっと流れを聞いていて、例えば私の場合は農業関係でございますから、農地というものが今度の利用計画においては非常に重要課題になってくるというような感じがいたします。神奈川県でも新たな緑計画をつくったり、森林並びに農地に対する期待がものすごく大きいのです。景観法についても、それから防災計画についても、みんな農地、農地なんです。ですから、先ほど経過が発表されたように、要するに農地が減少していく、森林が荒れていく、そういう現状を知らずして、ただ農地を増やしていきたいとか、そういう計画をつくったときには絶対失敗すると思います。ですから、現状の分析、今まで農地が減ってきた、森林が荒れてきたというような形の現状をもう少し把握をして、後に計画を立てるべきではないかという気がして今までのあれを聞いていたのですが、今後とも、私たち現場に携わっている者にとっては減少している理由がよくわかります。その理由をクリアしない限りは、どんどん農地は減っていくでしょう。荒れ農地が入っていくでしょう。

ですから、例えば農地が減っていくと見てみますと、不耕作の土地になれば直ちに「その他」の項目へ移していく。私などが横浜で見ている、住宅地も非利用といいますが、そういうところは今たくさんありますよ。京浜工業地帯にしても何でも、みんな利用していませんよ。そういうところのカウントはそのままになっていて、そして農地だけ減っていくと極端にドーンと「その他」のところに入って、すぐ農地面積からマイナスしていくということは、私は統計上、好ましくないなという感じがいたしております。

ですから、そういう点で、今度この計画を立てていくに当たって、私は、なぜそうなったのか、では、今後どうしたらいいのかということもここでぜひとも検討をしていただきたいと思います。小林部会長さんもよく知っているでしょうけれども、例えば第2東名の計画、中央道の津久井から入っている計画、みんな農用地のど真ん中を通して、あれだけの広大な面積の農地を減らしているのです。ですから、農地を増やせというならば、あんなところへ、あの状態の農地を、立派な農業政策を行っている地帯にあれを振り向けるということ自体が、私は言っていることとやっていることが違うのではないかという気がしてなりません。ですから、今後の検討の中に現状と課題、こういうものもぜひとも議論の中へ入れて、それだったらどうしたらいいのかという形の議論もぜひとも加えていってほしいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

【小林部会長】 先ほどご説明がございましたように、今までは量の推移を把握しようということでデータとして出ているわけですね。ただ、これからは土地利用の質の議論をしなければいけないということでございますので、おっしゃるように、質の面から実態はどうなっているのかというのを把握した上での計画の重要性が増してくる。そういう意味では、そのような形での実態を把握することが重要だというご指摘だというふうに受け取りました。よろしいでしょうか。

【三好委員】 はい、それで結構です。

【小林部会長】 ほかにいかがでしょうか。

【有田委員】 ちょっと資料のことで伺いたいのですが、資料2の6ページです。ちょっと違和感を持って聞いたところがあるのですが、市街地が目標値よりも少ない、それほど伸びなかったというデータになっていますけれども、この市街地というのは、説明で見るとD I Dの面積でやっているということだろうと思うのです。それで、これは宅地化が進んだにもかかわらず、非D I Dの開発が多かったというようなことの現象を反映しているのか。この辺について、これはどのように分析されていますか。

【深澤計画官】 表の右下の－15万h aの内訳いかんというふうなご質問かと思いますが、これは今、私の手元にありませんので、確認いたしまして後ほどお答えしたいと思います。基本的には、大きな傾向の私どもの認識としては、思ったよりも市街地が増えていないというふうな事実はこれでまずあらわれているのではないかというふうに思っています。それから、参考資料の中にもありますけれども、耕作放棄地の増加もございますけれども、

市街地の伸びも今鈍化しつつあるという、両方併せて大事な認識なのではないかというふうに考えております。

【小林部会長】 先生がおっしゃっているのは、密度の薄い市街地がどんどん拡大して、要するに人口集中地区に入らないエリアが拡大したのではないかと。それが数字として出ていないので、マイナスになっているのではないかというご指摘ですね。

【有田委員】 そういうことです。

【小林部会長】 これを見る限りは、データの的にどうもそこまでは捉えていないようですね。

【深澤計画官】 今、手元にありませんので、調べます。

【小林部会長】 そうだろうと私も思います。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

恐らく、今の有田委員のご指摘は、これから人口が減少して市街地が少しずつ縮減して、密度の薄いところがさらに郊外部とか縁辺部で増えてくると、人口集中地区でなくなってくる地域が出てくる可能性がありますね。それで市街地がむしろマイナスになっている。これは目標値に対してマイナスではなくて、実勢に対してマイナスになる可能性も将来的にはあるかもしれませんね。そういう状況の中で、統計のとり方をどうするかというのはそれなりに重要かもしれませんね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。あるいは、先ほど三好委員がおっしゃったような議論との絡みで、もし重ねてご意見があればいただきたいと思いますが。

もしよろしければ、また後でお気づきの点があればご指摘いただくということで、もう1つ、今日、中心적으로ご議論いただきたい議題が資料3という形でございますので、そちらをご説明いただいた上で、併せてご議論いただければと思います。それでは、事務局、お願いいたします。

【深澤計画官】 それでは、引き続き私からご説明します。

資料3-1と3-2をお取りください。資料3-2が小冊子ですけれども、「今後の国土利用の在り方に関する検討状況」。これは、3月の第1回の部会ではまだご報告に至らなかったものですが、ご覧のように、4月に国土利用計画研究会、局長の非公式の研究会でございますけれども、こちらのほうでご提案くださいましたので、この部会のご審議と大変関わりのある重要な素材というふうに思われますので、本日改めてご報告させ

ていただく次第でございます。

小冊子の15ページをご覧ください。小冊子の15ページにこの国土利用計画研究会の先生方の名簿がございます。ご覧のように、小林先生に座長になっていただき、武内先生に委員長代理になっていただきまして、お取りまとめくださったものでございます。

さて、小冊子ですけれども、概要版を資料3-1でまとめておりますので、以降の説明は基本的には資料3-1を中心にいたします。

いよいよ今後の国土利用計画のあり方に向けてご審議をこれから深めていただくということでございまして、そのための重要な参考資料を素材といたしまして、これをご報告する次第であります。

「『持続可能な美しい国土』の形成に向けて」、この検討状況の要旨でありますけれども、これまでの国土利用、それから国土利用をめぐる基本的な変化、このあたりは先ほどの点検ですとか、前回のご審議の中でいろいろな形ですすでにご指摘いただいたことを少し違う形で整理されているということですので、余り詳しくは申し上げません。基本的には、安全性、持続可能性、美しさ、こういうふうなことが基本的な視点であるとか、あるいは基礎条件の変化というのは、人口減少、あるいは国際的な視野を持った国土利用計画、さらには地方分権を踏まえた全国計画の役割変化等々について整理をしていただいたおります。

このような認識のもとに、今後の国土利用計画の基本的なあり方というのが縦長のペーパーの下半分でございます。国土利用の質的な向上による持続可能な美しい国土の形成ということで、人口減少や財政制約下においても必要な国土の管理を継続的に行っていく。あるいは、予想される市街地の縮減に対して、これを契機に、むしろ土地利用による災害危険地域からの人や資産等の誘導を行い、計画的な整序・集約化を行っていく。あるいは、自然の持つさまざまな機能を十全に発揮させるために、水と緑のネットワークなどを整備・保全していくというふうな方向性をここで示していただいております。

具体的には、ご覧のように5つの提言の柱がございます。まず、第1に「森林、農地の選択的管理と国民的経営」でございます。従来の管理者である農家・林家のみならず、地域住民、企業等々、多様な主体が積極的に管理へ参加する「国民的経営」、あるいは適切かつ効率的な管理を行うための生産機能や多面的な機能を確保しながら、管理水準に差をつけるなどの「選択的管理」といった方策が示されております。それでも足りない場合に

は、人口、資金等の投入が極力少なくして管理できる地目への転換も視野に入れるべきであるということでございます。

2つ目が「都市的土地利用の整序・集約化と自然環境の再生・活用」であります。大都市圏では、増加人口を都心周辺部に誘導し、市街地の拡大を抑制する。郊外部などでは、交通結節点などへの拠点の都市機能の集積を図る。人口減少による空間的な余裕を活用していく。それから、地方都市におきましては、個性ある中心市街地の魅力の向上が必要で、市街地の集約化、郊外部の都市的土地利用の整序が重要であるということでございます。人口の減少を見込んだ土地利用計画についての方針を全国計画で提示することが必要で、空き地の集約化や敷地規模拡大のための方策ですとか、開発利益と緑地化等のコストの考え方を整理していく必要があるということでございます。

それから、「総合防災に基づく土地利用の誘導」でございます。総合的な対策により被害を最小化することが必要で、土地利用の規制・誘導や情報提供のソフト対策と選択的集中投資によるハード対策、さらには人口減少によって生ずる余裕を活用し、防災拠点の整備等々、あるいはオープンスペースの確保を図る、それから土地利用の誘導を進めることが重要である。土地利用の規制・誘導を進めるためには、規制・誘導手法の検討のみならず、災害の頻発する地域や地形上、安全度の低い地域などの災害危険地域を特定する。あるいは地域の合意形成のための情報提供のあり方、あるいは住民参画型の土地利用計画などについて必要である。それから、自助・共助を重視した、いわば「災害文化」ともいふべき地域防災力の強化を図るということが指摘されております。

4つ目が「水と緑のネットワークの形成」でございます。このようなネットワークを形成する観点から、国は全国的な統一の方針を提示する必要がありますし、あるいは森林や農地の選択的管理と調和を図りながら政策的な誘導を行う必要があるということであり、それから、このようなネットワークは、流域圏などのまとまりを単位としていくことが重要であるというふうなこと。あるいは、そのような整備・管理主体の連携方策等々についても今後検討が必要であるということでございます。

5つ目が「自然環境と人間環境が調和するランドスケープの形成」で、自然と人間の望ましい関わりのあり方としてランドスケープを保全していく必要があるということと、重要なランドマークですとか、地形の保全や土地利用用途が変化する地域での整序など、国として保全すべき景観資源と国の役割を明らかにしていく必要がある。地域ごとの個性を

重視する必要があるというふうなご指摘でございます。

それから、このような5つのご提案を十分に踏まえた上での今後の国土利用の目標のあり方についてもご指摘がございます。今後、国土利用に係る中心的課題が質的向上へと大きく変化するということですので、このような目標にもなり得る新たなものが必要である。あるいは、地目別面積につきましても、国土の利用現況を毎年継続的に把握するという観点から、モニタリング指標としては大変重要ですし、持続可能な国土管理や地球温暖化等の課題への対応にも配慮した改善を行っていく必要があるということでございます。それから、全国計画の目標と地域の実情に応じた柔軟な設定というふうな両にらみで行っていく必要があるということでございます。

以上、国土利用計画研究会からご提案をいただきました重要な論点につきまして、私どもは今後いろいろな現状認識や将来の見通し、あるいは、このような考え方やコンセプトの実現可能性を確認してまいりたいと思いますし、まずは関係省庁や地方公共団体ともこのような思いがどれだけ共有できるのか、意見交換を進めてまいりたいと思っております。このようなことを私どもはいろいろやってまいりたいということでございまして、現実をしっかりと踏まえた持続可能性な国土管理の考え方を打ち出していくためのいろいろな作業をこれから進めてまいりたいと思っておりますので、そのような観点からいろいろなご示唆をいただければ幸いです。

それから、ごく簡単に資料3-3でございますけれども、3-3は、今紹介いたしました「今後の国土利用の在り方に関する検討状況」につきまして、都道府県にどのように考えているか調査をいたしました。それを簡単にご紹介します。

「今後の国土利用を考える基本的な視点」として、安全性、持続可能性、美しさ等々を記載してございますけれども、それについて都道府県がどう考えるかということ。基本的な考え方につきましては、1ページで該当するというのが大半でありますし、1枚めくっていただくと、ページ数がついていなくて済みませんが、資料3-3ですけれども、計画課題の変化等々につきましても、管理水準の低下ですとか、このようなものの考え方につきましては都道府県も非常に共有していただいているというふうな調査結果でございます。

それから、後半にまいりますと、目標のあり方についていろいろお伺いしております、全国計画において国土利用の質の問題、目標と新たな量的目標が必要であるかというふうな問いに対しましては、ものの考え方の総論としては大変共有していただいておりますけれ

ども、具体的な目標のあり方につきましてはいろいろなご異論もあるということで、例えば実現手段を持たない現行制度では目標値の意味がない等々のご指摘もあります。ご賛同は半分以上いただいておりますけれども、ご異論もかなりあるというふうな現状でございます。あるいは、都道府県計画におきまして、現行の規模の目標が必要であるかとか、さらには、都道府県計画におきまして、質の目標と新たな量的目標が必要であるかというふうな、量的な目標のあり方についても伺いしております、大体の傾向は、大分ご異論もあるというふうな状況でございます。

以上、報告させていただきました。

以上、資料3の関係につきましてご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【小林部会長】 ありがとうございます。それでは、資料3-1から3-3までご説明いただきましたので、これについてご質問、ご意見があればいただきたいと思っております。

資料3-2については、先ほどご案内がございましたように、今年の4月に研究会のまとめとして出されたものでございます。これには、本委員会に参加されている武内先生をはじめ、遠藤先生、有田先生にはご参加いただいてご議論したところでございまして、都合8回、結構回数を重ねて議論してまとめたものでございます。土地利用の面では、新しい考え方が幾つか出されておりますので、もしおわかりになりにくい点がありましたら、そういうご質問でも結構ですので、遠慮なくお尋ねいただければと思います。

【三好委員】 基本的な変化については私も同感でございますが、次に、これを行うためのという形で、さっき言ったように森林とか農地に非常に注目をされてきたということは、私も本当にありがたいことだというふうに思っております。先ほど言ったように、いよいよ質の向上ということになりますと、ただ単なる土地の基盤整備その他の問題だけではなくてくることは事実、先生方の議論の中にもそれが入っていたと思うのですが、1つ、言葉の中で「森林・農地の選択的管理と国民的経営」、この言葉の定義をちょっと教えていただけますか。これはどういう意味ですか。私は理解できないのですけれども。

【小林部会長】 そうではないかと思われましたので、ぜひご質問いただきたいと思って考えました。事務局から資料3-2を使ってご説明いただけますか。それとも、武内先生あたりにお答えいただいたほうが早いでしょうか。どうでしょう。

【武内委員】 恐らくご指摘の点は、「選択的管理」といったときに、ある部分を放棄し

てしまうのかと。もし仮にそういうことであるとすると困るのだがということが、あるいはご質問の中に入っているのではないかと思うのですが、恐らく「選択的管理」という意味は、国土の森林部分について、これまで一律に見てきたところを幾つかの特性に分けて、ある程度経営的にやっていくところと、むしろ粗放的にやって、場合によっては再自然化をしていくというようなこと、そういうことを併せてトータルに考えていこうということが「選択的管理」ということの本当の意味だと思うのです。ですから、そういう意味がどうも伝わりにくい言葉であるという気が私もしておまして、これは今後の議論の中で、もう少しいい言葉があるかどうかということは考えていったほうがいいと思っております。本来の意味はそういうことだと思うのです。

しかし、一方でいろいろな議論の中にありますように、今現在のいわゆる林業経営的な状況だけで21世紀の林業が語れるかどうかというのは大いに疑問で、特に中国や何かとの関係を考えて、今ちょうど切りごろの木が増えてきている状況ですから、むしろこれからは日本が輸出も含めた林業国に再生していくという展望もあるわけで、国土の森林の見極めのときに、その部分をやはり視野に入れながら見極めていかなければいけないので、何となく現状が余りうまくいっていないから、ほとんどのところは手抜きで、あとはちょっとだけはがんばるという意味では非常に困るというふうなことではないかと思えます。

それから、もう1つの「国民的経営」ということは、これは幾つか意味合いがあると思えますけれども、私の考えでは、従来のいわば国が国有林という形で森林を管理するのか、あるいは林業家が民の形でいろいろと苦労して管理をするのかという、その2つの選択肢しかなかったところに、もう少し幅広にいろいろな参画主体の参画の可能性、これは直接の参画もありましょうし、いわば経費負担というふうな意味での間接的な参画もありましょうし、有名な上流域・下流域というふうな形でのいわば役割分担の問題もありましょうし、またさらには、いわゆるNPO的な新しい形の参画の主体の仕方もありましょうけれども、そういうものを含めたトータルな意味での概念ということで、これも「経営」という言葉がやや狭いということで理解される内容が多少誤解を招く要素はあるということで、これもやはり言葉として少し考えるということは大いにあり得ると思えます。

【小林部会長】 森林をベースに議論していただいたと。遠藤先生は森林との関係でたしか持論をお持ちですので、重ねて何か・・・。

【遠藤委員】 武内先生もさっきおっしゃいましたけれども、「選択的管理」の「選択」

という言葉の持っているニュアンスといたしますか、どうも選別につながるのではないかと
いう危惧の念を持っていらっしゃる方は決して少なくないと思います。ですから、この言
葉遣いについては少し検討の余地はあるのではないかと私も思います。

それから、「国民的経営」ということについては、私たちは文部省の科学研究費をいた
だいて皆伐跡地に再生林をしない現象をいろいろ研究したのですが、私たちは「国
民的経営」というよりも、むしろ「森林資源管理の社会化」という言葉を使っているの
です。「国民的経営」というとちょっと仰々しいような感じがするのですが、実態と
しまして、「国民的経営」、あるいは私たちが使っています「森林資源管理の社会化」の
はしりといえますか、兆候というのは実態としてあらわれていると思います。

武内先生もさっき少し触れていらっしゃいましたけれども、例えばボランティアである
とか、あるいはカート缶というのがありますけれども、従来の缶コーヒーやジュースが入
ったスチール缶ではなくて紙を使っているのですが、その紙の中に間伐材を混ぜて
使っているということで、そういったカート缶の飲料がずいぶん普及してきている。今、
1億本ですから国民は1年に1本当たり飲むのですが、これは1人1年間に10本
飲むとさらに増えていくというような形で、ですから、森林への関与の仕方というのは、
直接ボランティアで入って下草刈りをする、あるいは枝打ちや間伐をするというものから、
カート缶でつくったジュースを110円で買って飲むことによって間接的に森林管理に寄
与していく、そういう幾つかの幅が出た形での森林管理というのが、実態として特に90
年代の後半あたりからこういう兆候というのは実際にあらわれていますね。

それから、従来は製材業と非常に密接な関係があった林業ですが、合板である
とか、あるいは集成材であるとか、あるいは木質ボードであるとか、そういった従来、外材
にほとんど依拠していたような製造メーカーが国産材を使い始めた、こういうのも実態と
して出てきております。

それで、実はそれと裏返しというか、密接な関係を持っているのですが、
「選択的管理」に関連することですが、今、丸太の国際価格の相場というのが大体1m³
当たり100ドルと言われているのです。そうすると、100ドルですから、今の為替相
場を考えますと、1m³当たり1万1,000円前後というのが相場になっているのです。
ところが、日本の場合、つい最近、7月下旬ごろの九州の相場を見ますと7,000円台
になっているのです。ですから、私は、日本の丸太価格というのは多分世界で一番安い丸

太価格になっているのではないかと思うのです。こういった世界一安い丸太価格が結果として出てきたことによって、合板であるとか、集成材であるとか、MDFであるとか、そういった従来、国産材になじみのなかったメーカーが原料として国産材を使い始めたということの根拠は1つはここにあると思うのです。

しかし、その反面どういことが起こっているかといいますと、先ほど申し上げましたように、間伐した跡地に再造林ができないのです。これは丸太価格が非常に低くなったために、山に生えている立木代金がほとんどゼロに近いような、あるいは下手をするとマイナスになっているような実態が出てきているものですから、ですから、森林所有者が皆伐した跡地を裸地のままにしないで再造林したいという気持ちは重々持ちながらも、それを実現できる費用が捻出できないという実態があるわけです。

つい最近も、熊本の地方紙ですけれども、熊本日日新聞というのがこれをシリーズで大々的に取り上げまして、従来は、私たち専門家、あるいは森林・林業・木材関係の仲間がこういったのが問題になったのが、一般の方々にも、こういう皆伐跡地の再造林放棄というのが国土保全上も含めて、非常にゆゆしき問題になっているという状態が出てきております。これは非常にラフな考え方ですけれども、私は、そういう意味では、1 m³当たり1万5,000円は最低ないと再造林というのはほとんど不可能だと。ですから、「持続可能な美しい国土」といったものを実現していく場合に、その皆伐跡地をどういうふうにしていくのか。これを国民的経営でもしやるとすれば、具体的にどういうふうな形が考えられるのかということやはり今後の大きな議論の論点ではないか、そんなふうに思います。

【小林部会長】 このようないろいろ議論をした上で表現されている言葉ですので、かなりいろいろな中身を持っておりますけれども、言葉を1つに集約すると場合によっては誤解を招くような言葉になってくるのかもしれない。

【三好委員】 先生方がやっているので語句が非常に難しい言葉を使っているのです、われわれ現場の者に理解ができないので……。先生の話の中で、やはり農林業は経営が成り立たなければだめだという話が出たことについては、私も同感でございます。ただ、その次に出てくる言葉で、国民的経営、選択的管理をもっても管理できない場合は、人口、資金等の投入が、地目の転換も考え検討する必要と書いてありますけれども、この意味も私には理解できないのですが、ちょっと教えていただけませんか。

【小林部会長】 それはどこですか。本文のどこのページですか。

【三好委員】 今の経営のところですか。

【深澤計画官】 9ページの60番がここに相当するのですけれども、これは森林・農地一緒くたに書いてありますけれども、森林をさらにほかの地目に転換することは大変困難ですが、他方、農地につきましては、周辺の農地については耕作が放棄され、それをある時点で森林に転換することは、森林よりは選択肢が比較的ありますので、主にそういうことを想定した書き方になっています。ここでは森林・農地、全部一緒くたになってしまっていますけれども、自ずから扱いの性格も違いますので、その意味で基本的には農地を大きなイメージとして考えております。ほかの地目につきましても、あまりその地目だけにとらわれずに、いろいろな選択肢を入れるという趣旨でありますけれども、基本的には農地でございます。

【小林部会長】 農地はそういう議論ですけれども、恐らく森林についても、人工的な森林を基本的に完成した場合には余り手を入れなくて済む自然植生の林に変えていくというようなこともこの中に含まれている。それは地目の変更というのかというと、そうではないかもしれませんが、そういう意味合いも含まれていると私は理解しております。そういう意味でございます。

【鷲谷委員】 「選択的管理」という言葉と、文章の中に「管理水準に差をつける」というところを見てしまいますと、目標であるとか、手法みたいなことは一律で、何かしっかりやるところと手を抜くところをつくるような印象を与えてしまうと思うのですけれども、本来はそういうことではなくて、生産ということだけを考慮することになれば、目標も、やり方も大体全国一律なのでしょうけれども、生産とともに多面的な機能も考慮するというようになって、恐らくその場その場で自然的条件や社会的条件に応じて、具体的な目標がある程度場所によって変わってきたり、それから手法も幅があつてということだと思ふのです。そうすると、選択的というよりは、例えば戦略的で柔軟な管理とか、そのような言葉のほうが中身によく合うのではないかと。この文章を読みながら、もしかすると誤解を与えてしまうかなと。「管理水準」だと1つの軸でどのあたりかということだけを意味しているように受け取ってしまいますので、そんな印象を受けました。

【武内委員】 私が申し上げたいことは、今後の課題になるとは思いますが、今後、いわゆるさっきおっしゃった地目という話をどのように捉えていくかということになるの

ですが、従来の指標でいきますと、第3次国土利用計画（全国計画）、これは当然、皆さんご承知ですけれども、農用地、農地、採草放牧地、森林、原野というふうになっているわけですね。事務局とも相談しているのですけれども、これは長年、慣習があって、この数字だと都道府県でわりとある情報の集約の流れがあって、それに違う流れをつけるというのはかなり難しいので、そう単純ではないのですけれども、例えばここで森林といったときに、この森林が何かということは全くわからないわけです。それで、それが目標なのか。あるいは単なるモニタリングの指標なのかということも議論していても、ほとんど今議論したこととこの数字というのは何の関係もないのです。もちろん森林面積全体がどうかということもありますけれども、今、日本で現状としては、これは長年の傾向もそうですけれども、それほど森林面積が問題になっているわけではなくて、まさにその中身が問題になっているわけです。

そのときに、ここで地目が「森林」と書かれていると、そのことと議論とが全く対応しないのです。もしこれがある質的な内容を持っていて、そして、それぞれの管理の水準なのか何なのかわかりませんが、そういう質的な差を反映しているものであるならば、この森林の中における質的な差を反映したカテゴリー間のバランスをどうしていけばいいかという議論になるのですけれども、それはこれではできないわけです。ですから、この辺は、まさにこういうことを言って今後議論する以上は、今、非常に大きな新しい国土利用計画についての考え方を考えるチャンスですから、そういう意味で、この数字自体を少し詳しく分けていくということを念頭に置いたときに、どういう障害があるのかということを考えて、実現可能な指標の細分化といいますか、そういうものに議論を進めていくべきではないかと私は思います。

【小林部会長】 そうですね。今までは変化量を見るから、そんなに簡単に指標を変えられなかったのだらうと思うのですけれども、たまたま今回はこういう形である1つの区切りがありますので、質を見る面から、カテゴリーを可能な範囲で見直すことができるかどうかという議論は必要かもしれませんね。ありがとうございます。

【遠藤委員】 「管理水準」という言葉ですけれども、例えば世界農林業センサスには「管理水準」という用語は出てきませんが、「管理水準」というのは人工林に対して、例えば林家世帯員の年間何人が延べ人数で投下されたとか、あるいは間伐がこれだけ面積が必要だけれども、それに対して何%ぐらいやっているのかという形で、われわれは

それを1つのメルクマールにして、管理水準は10年前に比べて上がったとか下がったとか、大抵は下がっているのですけれども、そういうことで議論しておりますので、管理水準というのは1,000万haある人工林の管理の状況がどうなのかということだろうと私は理解しております。ですから、2,500万のうちの1,000万以外の雑木林であるとか、天然林であるとか、そういったところについて、管理水準が向上したとか低下したというのは余り意味がないし、それはそれで自然力に依拠した形で生態系を保っているわけですので、「管理水準」という言葉を使うのは人工造林地に限ったほうが誤解を招かないのではないかという感じがしますけれども。

【小林部会長】 ありがとうございます。非常にわかりやすいお話でした。

【亘理委員】 今回の報告で森林とか農地を非常に重視される、そういう視点を打ち出されたことと並んで、水と緑のネットワークの形成ということを強調されているという点で、非常に重要な新たな視点を提起されているのではないかというふうに思います。それで、以前、私、EUの自然保護のネットワークの形成のようなことをちょっと調べたことがあるのですけれども、「ナチュラ2000」というものですが、あの場合はEU規模で動植物の保護のネットワークを形成するというものです。恐らく日本の場合、理想的なことを言えば、東アジアとか北東アジア全体ということを視野に入れるべきなのでしょうけれども、ただ、日本の場合、海に四方を囲まれているという意味では、それだけの1つの独立したネットワークをつくる可能性のある国土といたしますか、自然が日本の国土自体にも恐らく備わっていて、そういった意味で、今回こういう水と緑のネットワークというのを提起されたというのは非常に積極的な意味があるのではないかと思います。

ただ、その場合、どうしてもネットワークとなりますと、いわゆるコアな部分と、保護を前提にしてそのバッファゾーンといたしますか、周辺区域も指定をするとか、あるいは相互の間にいわゆる回廊部分といたしますか、コリドーといたしますけれども、回廊部分も保護して全国的なネットワークということですから、これは非常に大変なといたしますか、壮大な構想といたしますか、試みになる可能性があると思うのです。そうなりますと、当然、その周辺部分とか回廊部分となりますと、先ほど来議論になっている森林とか農地の保全と非常に密接な関係がある。しかも、生産的に使っている農地とか、森林にも、それ独自のそういった自然があるわけですから、それと一体的に保護していくという思想が必要になってくるのではないかというふうに考えています。

それで、ちょっと文面を読んだときには、私も「選択的管理」というのが、いわゆる選別ということで切り落とす部分が想定されているのかなと思ひまして、そうであるとする、「選択的管理」ということと「水と緑のネットワーク形成」というのはかなり衝突するといいますか、矛盾する面も出てくるのではないかと。実際にその間の調整をどうするかとなると、かなり難しい問題が出てくるのではないかとこの印象を持ったわけです。いずれにしても、そういった意味では、非常に壮大なといいますか、意欲的な視点だと思ひますので、こういった視点をなるべく生かしていったらよろしいのではないかとこのように思ひました次第です。以上です。

【小林部会長】 今回、国土形成計画と国土利用計画を一体的につくるという意味合いの1つは、私、水と緑のネットワークの議論ではないかと思ひているのです。確かに、先ほど国土利用計画に実効性がないというお話がございましたけれども、一方で、これだけ大きな枠組みとしての国土的なネットワークで水と緑を考えて、それを国土形成計画と一体的に考えていくということが実際に実現していくとすると、それはそれなりにかなり大きな意味を持つのではないかと思ひます。そのときに、お話のように、選択的管理の中で、選択的に管理しないところが実は水と緑のネットワークでは重要な部分になるかもしれない。そういう環境をちゃんと整理しておかないと確かにいけない議論だろうと思ひますね。ありがとうございます。

【亘理委員】 9ページのところに「粗放的管理」ということが出てございましたけれども、先ほど武内先生も粗放管理ということをや及されたわけですが、やはり従来の日本人の意識からしますと、粗放管理というと非常に高く評価されないといひますか、無駄に放置しているのではないかとこのことになるわけですがけれども、そのあたりの国民的な意識の形成というのも非常に重大な課題になっていくという気がいたします。

【小林部会長】 ほかにいかがでしょうか。

【野田総合計画課長】 総合計画課長です。今、「選択的管理」と「国民的経営」の件についていろいろご議論がございましたけれども、昨年の夏ぐらいからいろいろこういふことを検討させていただいております。検討した理由というのは、やはり森林も施業放棄森林がものすごく増えているということでありまして、農地についても、耕作放棄地が、東京都の大体1.4倍ぐらいまできているということでありまして、そういう中で、武内先生も言われたように、東アジアのいろいろな需要が出てくる。そういうときに、いつで

も農地として復活できるようなことができないかというようなことを考えまして、労働力も同じ水準で投入して管理するのがなかなか難しい場合には、一部については粗放管理ができないか。一部については自然の生態系に依存をする、そういう部分はあるのではないかと、ということで、こういう考え方を出示してきたわけでございます。

言葉についてはまだまだこなれていませんので、ここについてはいろいろとまたご議論をしていただいて、いいワーディングをつけていただければいいと思うのですけれども、いずれにしても、国土利用計画についても、国土形成計画についても、今、新しいコンセプトを出していく上での1つのシーズという形にしていきたいと思っておりますので、ぜひともこの辺を議論の中で強化をしていただければ大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

【小林部会長】 今のようなご要請もございましたけれども、まさにこれからの国土利用計画を考える際の中核になる考え方の1つだろうと思っております。

【三好委員】 今日初めてこの会議で森林・農地というものがこれだけ重要視され、国土の利用の中に、国民の基本的な生活環境を上げていくために必要だという認識が先生方の言葉の中にもあらわれていて本当にうれしく存じましたが、われわれが現場で一番思っていることは、やはり現実と理想が必ずあるわけですね。ところが、例えば先ほども何回も申しているように、現実というのは担い手が少なくなっているし、生産が合わない。ですから、不耕作の面積がだんだん増えていく、これが現実なのです。ところが、これだけ認識されてきて、多面的な機能を農地も果している。それから、防災的にも、景観にも、すべてに農地というもの、林地というものがこれだけ脚光を浴びてきてみんなの注目が集まっている。それを、農地を完全にするためには、ただ単なる理想だけではだめだというふうに思っているのです。ですから、農地・林地を議論するときは、その施策を行っている農水省がどういう考え方を持っているのか、これは重要な今後の考え方の中に入ってくると思うのです。食料自給率の問題についても、空論だけですよね。45%に上げる、50%に上げると。いや、現実には……。さっき言ったように、例えば農業においても、今の農業は本当にだんだん大型化していますよ、集約して。ところが、それになると粗放になってしまうのです。同じ一定のものをさっとつくるような感じになって、もう神奈川県でもそういう形にどんどん変わっています。小さい農家はどんどん放棄したところは株式会社に管理を任せようかというような形での具体策は出ているのですが、いろいろな形

で法制約をしておかなければ、今後大きな問題が出てくるのです。

ですから、われわれは理想と現状というものをよく認識して、新たな土地利用計画をつくらなければ、絵にかいた餅になって、10年たってみたら逆にマイナスになっていたという傾向のほうが強いのではないかという気がしています。でも、今日、先生方がこれだけ農地に関する関心が深いと。私たち現場の者にとってはこんなありがたいことはございませんので、この議論はぜひとも続けていただいて、現場の人たち、要するに農民の人、林業者の人とが相反するのではなくて、一緒になって進められるような土地利用計画ができ上がってくれば私はうれしく存じます。

【鷲谷委員】 ちょっと蒸し返してしまいますが、やはり水準だけではなくて、手法も考えるということがとても重要だと思うのです。例えば耕作放棄地、水田だったところを乾かしてそのまま放棄しておいたら水田に戻しにくくなりますし、比較的単純な荒地になってしまうけれども、水を張ってそれを管理しておけば、人手はそんなにはかからないと思うのですけれども、それが湿地としての機能は持ちますので、いわゆるビオトープとして機能して、水と緑のネットワークづくりには大変価値の高い場として、しかも、もしそこをまた水田に戻すのだったら、戻しやすい形でできますよね。だから、それはやはり管理の水準だけではなくて、今後のこと、あるいは、どんな機能をその場に発揮させるかということに応じた多様な管理手法というものも考えていくことが重要ではないかと思えます。

【小林部会長】 おっしゃるとおりだと思います。それを国土利用計画でどのように表現するかということは今後少し議論していきたいと思えます。

【有田委員】 意見やら感想やら要望のようなことを申し上げたいと思えます。1つは、現状認識のところですが、基本的な状況変化があるというような観点でこれは書かれておりますが、1つの実態認識として、農村社会が相変わらず衰退の傾向をたどっている。そのことを実態認識のところはどう書くべきなのかちょっとアイデアがないのですけれども、その辺のところはどう扱われるのか。もう少し実態認識のところその辺は強調されてもいいのではないかというふうに1つ思えます。

バラバラとした意見を申し上げますが、それと関連してですけれども、資料2の8ページで、農山村地域の国土利用のあり方に関する今後の課題というところで、赤文字で「農地等の国土の管理のためには、国土の中にバランスよく人がいることが重要である」とい

うことが書かれているのですが、それが今回の資料の中でうまく生かされていない。文言的に何か工夫ができないものなのかという気がいたします。都市地域の人口減少の問題というのが触れられておりますが、農村社会はもっと広範にいろいろな社会的機能が維持できないような形にどんどん移行しているというのが相変わらず続いておりますので、そのことが非常に重要な意味を持ってくるだろうと思いますので、強調してもいいのではないかという気がしております。

それから、「都市的土地利用の整序・集約化と自然環境の再生・活用」というところと「総合防災に基づく土地利用の誘導」のところ、2カ所で人口減少によって生じる土地利用の空間的余裕というふうに書かれているのです。確かに都市地域でも人口が減少するということがあるわけですが、例えば私が関わっている農村部などですと、人口減少は進んでいるけれども、宅地がどんどん増え宅地面積が増えているというようなことは普通に起きているわけです。それで、人口減少が直ちに空地をもたらすということにはなかなかならない。その辺がちょっと唐突な感じがするといいますか・・・。

それから、「自然環境と人間活動が調和するランドスケープの形成」のところですけども、これをざっと読んだ印象では、「保全」という言葉が目立つといいますか、「ランドスケープの形成」とありますので、これは提案ですが、「健全な状態での継承・形成」といいますか、これからはただ守るだけではなくて、景観の問題というのは、これからわれわれがどういう地域をどういう形で形成していくのかという、思想というか、共同の合意をどう形成していくかというところが非常に重要な面であろうと思いますので、ニュアンスの問題ですけども、ちょっと工夫をいただければというふうに思っております。

【小林部会長】 有田先生、今日の資料3-1は有田先生も参加された報告書のまとめなのです。

【有田委員】 わかっております。

【小林部会長】 まとめなので、今日はこれを素材として提供いただいて、今後この委員会が次の全国国土利用計画のためにしようということですから、今のは、これを修正するのではなくて、これからつくるものについてご意見をいただいたということにさせていただきます。そうでないとおかしい話になってしまうので。

【有田委員】 わかりました。

【小林部会長】 それから、人口減少が農村で宅地を増やすというのは具体的にはどうい

うことですか。

【有田委員】 人口が減っていても、分家とか、周辺地の住宅から離れて中心地に住宅を建てるとか、そういうことが農村部では結構進んでいるわけです。だから、人口が減っても世帯数が増える。

【小林部会長】 そういう意味ですか。

【有田委員】 ええ。そういうことが今までかなり広範に起きております。

【小林部会長】 わかりました。

【深澤計画官】 私のほうからも、特に人口減少に伴う余裕が現実で進行している現象と大きく乖離しているのではないかというご指摘につきまして、私どもも、今後こういう計画を検討していただいて作業をしていく過程で、現実には、例えば都市計画部局というところと密接に情報交換して、いろいろな形で連携してやってまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きご支援をよろしく申し上げます。それから、農水省その他、現実には土を耕している部隊に近いセクションともいろいろな形で意見交換、情報交換をすでに始めていますので、また引き続きよろしくご支援をお願いいたします。以上です。

【小林部会長】 ほかにどうぞ。

【星野委員】 これもまた「森林・農地の選択的管理と国民的経営」という項目が中心になるかと思うのですが、国民的経営というところでは、必ず今こういういろいろな行政とか計画とか、そういったものが関わるときには、「市民との協働」という言葉が必ず出てくるのですけれども、それは市民のコンセンサスを得ていくというか、それで理解してもらって、そして行政というか、そういう運営を行っていくということは大変重要なことだと思います。例えば森林管理などに関して、今、確かに市民参画という形でいろいろなNPOとか、あるいは都市の住民が山に入って森を管理するといったようなことがいろいろなところで行われているのですが、これは先生方もご存じかと思いますが、実際には、山で作業に入っていくと、山の方たちなどが逆に非常に手間がかかって実質的な話につながっていかないとといったような問題もあったりして、実際に今後のことを考えていくと、そういう市民活動をしている人たちというのは、実際には、言い方は悪いかもしれませんが、今の状況だとリタイアされた方たちで、そういった意味で時間的にも余裕があるという市民の方たちが多く参加されています。本当はもっと若い世代から、実際に生活を営んでいる働いている方たちなどもそういう活動に参加してほしいというふうにみんな思っている

るのですけれども、実際に今、非常に景気も悪くなってきて、そういった意味では働くので精いっぱいといったような状況も生まれてきている。今後、今のリタイアされている方たちは年金も結構得ることができて、それなりに生活も余裕を持って暮らしている方たちがまだ多いと思うのですが、それこそ団塊の世代以降、これから若い人たちというのは、はっきり言って、死ぬまで仕事をして働いていかなければ生きていけないかもしれないといったような状況にもなり得るわけです。ですから、お題目として「市民との協働」とか、そういう形で言うのは幾らでもできると思うのですが、現実的な問題として、本当にそういった形での国民的経営ができるのかどうかというのを考えていただきたい。

そういう意味で、先ほど遠藤先生がおっしゃった、ただ単に参加して林業経営などに加わるというだけではなくて、やはり私たち市民がやりやすいというのは、実際にはそういう仕組みということがよくわからないのだけれども、自分が買ってみた缶コーヒーとか、いろいろな商品に実はそういう形での日本の林業を何とか健全に残していきたいという、そういう気持ちを持っている国民はたくさんいると思うのです。でも、具体的に何をすればいいかわからないし、実際に自分たちで具体的に何かやることはできない。でも、そういう商品を買ったり、そういう見えないところでのサポートができるということを考えると、特にそれは国民一人ひとりが何かというよりも、やはり国策とか、あるいは企業の経営方針とか、そういったものと関連しての支援というものになっていくと思いますので、ぜひその部分は、むしろ本当に私たちはなかなかできないことですので、政策的にそういうところは、それこそ先ほど鷺谷先生からも「戦略的」というお言葉がありました。そういう意識で施策というか、具体的に方向性を見ながら考えていただけたらというふうに思います。

そういう意味で、資料3-1をずっと見ていて思うのですが、普通の一般市民から見ると、これが具体的にどうなるのと。これが私たちの生活に何か本当に結びつくのかしらという、ある意味でちょっと非現実的な感覚を抱いてしまう。計画というものは概してそういったものかとも思うのですが、例えば農地あるいは林業などにしても、実際には日本人としてそういう産業がずっとずっと本当に持続的、永続的に続いてほしいと思っているのに、なぜそれをつなげていくことができないのか。後継者もいないとか、あるいは逆に今度は、やりたいと思っても、例えば普通のサラリーマンなどが農業に移行したいと思っても農地を買うことができないとか、あるいは、なかなかすんなり林業を始めること

ができないといったような仕組み的な問題などもあると思います。

あとは、そういった産業というか、今までは、どちらかという、私たちが受けてきた教育というのは、何かまだホワイトカラー的な部分が優れているというか、卓越しているみたいな、そういうイメージを持って何となくここまできているような気がして、やはりもっと現実味をもって子どもたちの教育などにも農業とか林業とか、あるいは、これから日本という国がどういうふうにならずと続いていかななくてはいけないのか、どうなのかなといったようなことを教育の中でも、例えばこういう計画的なものがもう少しわかりやすいというか、現実的な感覚を持って伝えていけるような、何かそういう仕組みみたいなものも併せて考えられたらいいのではないかというふうに思いました。意見として言わせていただきます。

【小林部会長】 最初におっしゃった国民的経営との関連で、一般的には市民との協働という議論が出るけれども、それについてはかなり限界があるということは、研究会でも特に武内先生あたりからいろいろご意見をいただいています、そういう意味で幅広に考えなければいけないという意味で、先ほど遠藤先生からご意見をいただいたような内容を含めて、それを国民的経営に考えていこうということになってございますが、この言葉自体がどうなのかという疑問がまだ残っておりますね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【亘理委員】 都市的土地利用の問題ですけれども、3-2の報告書ですと11ページになりますが、ここで中心市街地における行政とか、文化・教育とか、福祉施設などの公共施設を集中的に配置をするとか、あるいは広場・公園などを確保するといったことを一方でやりつつ、他方では、郊外部については拡散を抑制して、郊外部における都市的土地利用を整序するという事で打ち出されています、恐らく今日の第2番目のテーマとの関係でも、確かにこういった措置がこれから必要になるだろうという気がしまして、方向性としては、なるほどというふうに納得しているのですけれども、他方で、郊外部に拡散した人口を中心部に呼び戻すといえますか、そのためには魅力的な中心市街地をつくるには、商業施設と並んで、こういったもろもろの公共施設を意識的に配置していくということが必要だと思うのです。

その場合、具体的に伺いたいのは、行政の側のそういう公共的施設であればある程度いいとしても、民間が行うような福祉施設とか文化施設などを中心部に呼び戻すといえます

か、誘導するための具体的な措置としてどういったことを考えられているのかということでありまして、1つは税金面での優遇とか、あるいはそういった公共的施設については容積率を緩和するとか、そういういろいろな方法があるのではないかというふうに思うわけですが、何か具体的なイメージでご紹介いただくと大変ありがたいのですが。

【小林部会長】 今まさに国土交通省の都市計画と建築関係の部会でその議論を始めて、制度化しようと動き出しているところでございます。お話のように、公共だけでなく、民間のそういう施設をどのように中心部へ持ってこれるか。そのための誘導施策が本当にあるのかどうかという議論を始めているところです。恐らく、こういう国土利用計画の枠組みと実際のそのようなことを例えば規制、誘導、場合によっては事業という仕組みで動かす部局とがうまく連携していけるといいなと思っております。

【石井総務課長】 たまたま私、前職が都市整備局で、まちづくり推進課と都市計画課長をしていましたので。先生ご指摘のとおり、実は中心部から、第1番目には行政施設が相当移転をしました。次に、ショッピングセンター、それから福祉施設という格好で移転しております。これが住宅とも相まってということですが、1つは、行政施設が中心市街地に立地をしやすいような支援策をとるとということと、郊外のところでは開発許可という制度が必要になるのですが、実は福祉施設等は穴抜きになっておりまして、許可不要で非常に立地しやすい。病院も老健施設もということで、こういうような問題についてどう考えるかということ。さらには、大型のショッピングセンターというものの立地についても、実は、従来は、どちらかというとは拡大する都市を計画的に受けとめるという形でしたので、パラパラ移転をするのはともかくとして、まとまった形であれば逆に開発許可が下りやすいという、大規模開発についてはオーケーを出すという姿勢がございました。大きな人口等の変化に応じて、このような考え方についても修正をしていこうということで、これについては早急に対応をとるとということで制度化の検討に入っております。

行政のほうは、どうしても緊急性の高いものからどんどんやっていきますので、恐らくは国土計画の中にももう進んでいるものも書いていただくこともあるということで、相互で刺激し合っていていくということで、今いろいろご議論のあった耕作放棄地の問題等その他も大変緊急性のある問題ですから、国土計画の中だけで議論していくというよりは、農業政策であるとか、いろいろな側面で議論をしていただいで、ワーディング、中身等についても、成熟したものがどんどん入ってくるという形のほうが議論が恐らく活性

化していくのではないかというふうに考えております。

【小林部会長】 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【野田総合計画課長】 先ほど来、国民経営の話をいろいろご議論していただいています。本当にワーディングとしてこれがいいのかどうかわかりませんが、私どもは、今、アメリカでブッシュ政権の下で「USAフリーダムコープ」という活動をホワイトハウスがやっています、アメリカの中でいうと800万人ぐらいがこれに参加していると言われてはいますが、これは単純に国土の管理ということだけではなくて、国際協力なども含めた国民運動が転換されています。そういうことがわが国においてもできるのか、できないのかというようなことも検討してみたいと1つは思っています。

それから、これまで地方の振興策とか、森林・農地の振興策の場合に、比較的施設整備型でいった側面が多いためですけれども、例えば今、和歌山県などで緊急雇用対策という形で緑の雇用というようなことをやっております、いわゆる森林の下草刈りということのために、自治体がある程度お金を出して雇用機会をつくって、それを全国から募っているわけですが、関東圏だけでも数百人という人が和歌山県に行っているというような状況もございます。そういう雇用創出を兼ねた形での森林・農地の担い手というような方策があるのかなのか、この辺も一緒に考えていきたいと思っています。

さらには、都市と農村との交流というような話もあって、そういうものもニーズ的には非常に増えてきているということがございますので、都市住民が一時的に森林・農地の管理をやっていくという可能性もあるのではないかと考えています。また、いろいろな形で支援策をするよりは、NPOを1つつくったほうがひょっとすると経費的には安いのではないかなというようなことも考えたりして、そういうことの可能性についても検討していく。そういう多様な主体が、森林・農地というものの管理、維持というものに参加をしていくという可能性について、何とか1つのビジョンが出てこないのかなというようなことを検討している最中ではございます、国土形成計画という今度の全国計画の中では、1次産業の拡大の可能性ということについても、これは戦略産業というような形で位置づけられないのかなということについても検討してまいりたいというふうに思っております。

【小林部会長】 ほかに事務局側から何かございますか。よろしいですか。

【星野委員】 非常に細かい話になってしまうのかもしれませんが、「都市的土地利用の

整序・集約化と自然環境の再生・活用」といったところに関係すると思うのですが、まだまだ相も変わらず、特に東京などで見られる例ですけれども、相続などが発生した場合に、どうしても手離したくなくても、森林であるとか、そういう緑地的なオープンスペース的な部分を、あるいは大きな敷地の家を手離さなければならないといったようなことがあって、今でもまだまだそういうところをディベロッパーが買い取って、そこにいきなりマンションとか、そういったものを建ててしまっ、周辺環境がそれで変わってしまうということが続いているわけですね。そういうことを考えると、これも言われてずいぶん久しいと思うのですが、財政的なことと関連するのですけれども、やはり相続税というか、都市の中で緑地とか、農地もそうですけれども、非常に公共性の高い環境地としての価値が、個人として理由があって私有地の権限を制限してしまうというのは問題があるというふうに思うのですけれども、そうでなくて、例えば本当に売らたくなくて、ずっとここに残したいのに、やはりそれが残せない。そして、周辺の住民の方たちもそういう要望が非常に高いのに残せないといったようなものを、やはり何とか制度的に確保できないのかということ、この「自然環境の再生・活用」というところで、非常に難しい問題かとは思いますが、そういう仕組みづくりみたいな部分も、特に東京に限ったことではないと思うので、考えていただけたらというふうに思います。

【小林部会長】 その若干の突破口は、景観法で景観重要建造物に対しての相続税の緩和措置が恐らく初めて組み入れられたと思います。それはあくまでも景観法の枠組みの中ですけれども、第一歩は記されたと思っていますが、難しい議論ではございます。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

もしよろしければ、ほぼ予定の時間もきておりますし、ご発言も一通りいただき、大変有益な意見交換ができたのではないかと思いますので、この辺で第2回の部会を終わらせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

終わりに当たりまして、事務局から何か連絡事項があるということです。

【石井総務課長】 本日は、長時間、大変ありがとうございました。

今後の予定でございますが、関係部局と調整をさせていただきますが、とりあえず土地政策分科会の国土利用計画部会としての開催はこれを最後としていただいて、新設される計画部会に専門委員会という形で設置をして、引き続きご議論をいただく予定でございます。

す。次回の開催日程につきましては、日程が決まり次第、ご連絡をさせていただきたいと存じます。

なお、本日、大部の資料でございますので、もし持って帰るのが次のお仕事等で大変だ
という場合は、置いていただいたら私どものほうで郵送しますので、そういうふうにして
いただければと思います。お名前だけ袋に書いておいていただければと思います。

本日は大変ありがとうございました。

【小林部会長】 それでは、また違う名称の委員会でお会いすることになると思いますが、
よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

閉 会